

## 第4章 原子力災害中長期対策

### 第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

### 第2節 緊急事態解除宣言後の対応

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

### 第3節 現地事後対策連絡会議の出席等

町長（本部長）は、原子力緊急事態解除宣言発出後、原災法第27条に基づく応急対策を実施するためにオフサイトセンターに国による現地事後対策連絡会議が組織された場合は、現地本部要員を出席させ、関係機関等の事後対策の体制、事後対策の内容等の確認、情報の共有等を行うものとする。

なお、現地事後対策連絡会議に出席する職員は、別に指定するものとする。

### 第4節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

本部長は、国及び道と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。

### 第5節 放射性物質による環境汚染への対処

本部長は、国、道、原子力事業者及びその他の関係機関と連携し、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

### 第6節 各種制限措置の解除

本部長は、道から、緊急時モニタリング結果等に基づき、放射線による影響を受けるおそれなくなると認めたときは、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、各種指示及び各種制限措置の解除の決定の連絡を受けたときは、その指示及び立入制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等の解除を行うものとし、住民等に対しその解除の内容を広報するものとする。また、解除の実施状況を確認するものとする。

### 第7節 損害賠償の請求等に必要な資料の作成

#### 1 被災地住民の記録

町は、屋内退避等の各種措置をとった住民等が原子力災害発生時にその地域に所在した旨を証明し、避難場所等において講じた措置等について、あらかじめ定められた様式により記録するものとする。

被災地住民登録様式（資料4-3-1）

## 2 損害調査の実施

町は、原子力災害発生時において次に掲げる事項に起因して住民等が受けた損害について、調査するものとする。

- (1) 屋内退避、避難の措置
- (2) 飲食物の摂取制限及び農林水産物への出荷制限措置
- (3) 立入制限措置
- (4) その他町長が指示した事項

## 3 健康調査の実施

町は、道と協力して、原子力災害時において防護対策を講じた地区の住民等へ健康調査を実施し、住民等の健康維持を図るものとする。

## 4 諸記録等の作成

町は、被災地の汚染状況図、応急対策措置、復旧措置等を記録し、保存しておくものとする。

### 第8節 被災者等の生活再建等の支援

- (1) 町は、国及び道と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。
- (2) 町は、国及び道と連携して、被災者の自立への援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者にも、従前の居住地であった町及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- (3) 町は、道及び国と連携して、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

### 第9節 風評被害等の影響の軽減

町は、国及び道と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

### 第10節 被災中小企業等への支援

町は、国及び道と連携して、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等への援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

### **第11節 心身の健康相談体制の整備**

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国、道及び医療機関と連携し、住民等への心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備するものとする。

### **第12節 原子力事業者の災害復旧対策**

#### **1 災害復旧計画の作成**

原子力事業者は、災害復旧対策についての計画を作成して、国、道及び関係町村に提出するとともに、計画に基づき速やかに災害復旧活動を実施するものとする。

#### **2 道等が行う災害復旧対策への協力**

原子力事業者は、環境モニタリング、除染等に必要となる防災資機材及び防災要員を、国、道、関係町村に貸与するものとする。

#### **3 損害賠償請求等への対応**

原子力事業者は、相談窓口を設置する等、原子力緊急事態解除宣言後速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のため必要な体制を整備するものとする。